

あま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）【概要】

1 改正の趣旨

あま市国民健康保険運営協議会の答申に基づき、国民健康保険税の税率等の改定を行うため、関係規定を改正するものです。

2 改正の内容

○第3条（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額）

○第5条（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額）

○第5条の2（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額）

国民健康保険税の税率等を下表のとおり改めるものです。

＜国民健康保険税の税率等＞（第3条～第9条の3関係）

	医療分		後期支援分		介護分	
	現 行	改 定 後	現 行	改 定 後	現 行	改 定 後
所 得 割	6.91%	7.13%	2.66%	2.66%	2.31%	2.31%
均 等 割	29,600 円	30,500 円	11,500 円	11,500 円	11,800 円	11,800 円
平 等 割	17,700 円	18,400 円	6,600 円	6,600 円	6,000 円	6,000 円
特定世帯	8,850 円	9,200 円	3,300 円	3,300 円		
特定継続世帯	13,275 円	13,800 円	4,950 円	4,950 円		

特定世帯・・・国民健康保険の加入者が後期高齢者医療制度に移行することにより国民健康保険の加入者が1人になった世帯のことで、平等割の2分の1が、5年間軽減されます。

特定継続世帯・・・特定世帯として5年を経過した世帯のことで、平等割の4分の1が、3年間軽減されます。

○第 2 3 条（国民健康保険税の減額）

国民健康保険税の軽減額を下表のとおり改めるものです。

＜国民健康保険税の軽減額＞（第 2 3 条第 1 項関係）

		医療分		後期支援分		介護分	
		現 行	改定後	現 行	改定後	現 行	改定後
7 割 軽 減	均 等 割	20,720 円	21,350 円	8,050 円	8,050 円	8,260 円	8,260 円
	平 等 割	12,390 円	12,880 円	4,620 円	4,620 円	4,200 円	4,200 円
	特定世帯	6,195 円	6,440 円	2,310 円	2,310 円		
	特定継続世帯	9,293 円	9,660 円	3,465 円	3,465 円		
5 割 軽 減	均 等 割	14,800 円	15,250 円	5,750 円	5,750 円	5,900 円	5,900 円
	平 等 割	8,850 円	9,200 円	3,300 円	3,300 円	3,000 円	3,000 円
	特定世帯	4,425 円	4,600 円	1,650 円	1,650 円		
	特定継続世帯	6,638 円	6,900 円	2,475 円	2,475 円		
2 割 軽 減	均 等 割	5,920 円	6,100 円	2,300 円	2,300 円	2,360 円	2,360 円
	平 等 割	3,540 円	3,680 円	1,320 円	1,320 円	1,200 円	1,200 円
	特定世帯	1,770 円	1,840 円	660 円	660 円		
	特定継続世帯	2,655 円	2,760 円	990 円	990 円		

＜未就学児に係る被保険者均等割額の軽減額＞（第 2 3 条第 2 項関係）

		医療分		後期支援分	
		現 行	改定後	現 行	改定後
7 割軽減		4,440 円	4,575 円	1,725 円	1,725 円
5 割軽減		7,400 円	7,625 円	2,875 円	2,875 円
2 割軽減		11,840 円	12,200 円	4,600 円	4,600 円
軽減なし		14,800 円	15,250 円	5,750 円	5,750 円

7 割軽減・・・前年の軽減判定所得が、43 万円 ＋ 10 万円×（給与所得者等の数－1）以下の世帯

5 割軽減・・・前年の軽減判定所得が、43 万円 ＋（29 万 5 千円×被保険者等の数）＋ 10 万円×（給与所得者等の数－1）以下の世帯

2 割軽減・・・前年の軽減判定所得が、43 万円 ＋（54 万 5 千円×被保険者等の数）＋ 10 万円×（給与所得者等の数－1）以下の世帯

3 施行期日等

令和 7 年 4 月 1 日から施行し、令和 7 年度分の国民健康保険税から適用します。